

豊明中学校いじめ防止基本方針

令和5年4月5日
豊明市立豊明中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある断じて許されない行為である。いじめはどの生徒も被害者にも加害者にもなりうるものである。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候や変化を見逃さないように努め、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、学校全体で迅速かつ組織的に対応していくことが大切である。

全ての教職員が「いじめは絶対に許されない」との強い意志を示すとともに、生徒への理解を促し、善悪の判断をもって毅然とした姿勢で、日々の教育活動を行う。生徒一人一人が大切にされているという実感をもたせるとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。また、すべての生徒が授業や行事等の教育活動に参加・活躍できるように工夫し、そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策委員会

「いじめ防止対策委員会」を設置し、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」について対応する。そのため、いじめのささいな兆候やいじめにつながる言動を見逃さない。また、生徒からの訴えをきちんと受け止め、いじめアンケートの結果を活用するなど、幅広い視野でいじめに対応していくための組織とする。

この委員会は、校長、教頭、全職員で構成し、判断・指示は、校長、教頭が行う。また、年度当初・学期ごとに定期及びいじめ事案発生時は緊急的に開催する。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ いじめ防止対策委員会において、年度当初にいじめ防止に関する考え方と方針を確認するとともに、いじめ防止対策の共通理解を図る。
- ・ いじめ対策委員会で学期ごとに生活アンケートや教育相談を行い、アンケートの結果を集約し、生徒の現状を把握した上で、事案の対策を検討する。
- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

(2) 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度当初のいじめ防止対策委員会で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ 教育相談アンケートや教育相談の実施・Q-Uテストの結果を集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- ・ いじめ事案に対する対応に関して、教職員で共通理解に努める。

(3) 生徒や保護者，地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時，ホームページ等を通して，いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ・ 警察やスクールカウンセラー等と連携を図りつつ，いじめ防止のための講演を実施し，ストレスをコントロールする力を育てる。
- ・ インターネットを通じてのいじめに対して，**道徳の授業や情報モラル教室を通して，情報機器の正しい使い方を学ばせる。**

(4) いじめ事案への対応

- ・ いじめがあった場合，あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は，正確な事実の把握に努め，問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については，適切なメンバー構成を検討し，迅速かつ効果的に対応する。また，必要に応じて，**スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や，警察署，児童相談所等の関係機関**と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も，その後の生徒の様子を見守り，継続的な指導・支援を行う。
- ・ **必要に応じ，いじめの関係者や保護者に，いじめの事案に係る情報を共有する。**
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ並びに，生徒の生命・身体または財産について重大な被害が生じるおそれがあるいじめについては，教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし，互いの存在を認め合い，一人一人の居場所がある学級づくりを進める。
- イ 日常生活の中で，規律ある生活を送らせ，規範意識を高める。
- ウ 日頃から生徒の活動や努力を認め，全ての生徒が参加・活躍できるわかる授業づくりに努める。
- エ 教育活動全体を通して，道徳教育・人権教育の充実を図るとともに，体験活動を推進し，生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと，互いに関わり合いながら絆づくりを進め，他人の役に立っている，他人から認められているといった自己有用感を感じさせる。
- オ 情報モラル教育を推進し，生徒がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め，ネットいじめの加害者，被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談，Q-U テストを定期的実施し，生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 日頃から教師と生徒との温かい人間関係づくりや，保護者との信頼関係づくりに努め，いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 日常生活の何げない言動に気を配り，変化の兆候が見られた場合は，教職員間で情報を共有する。
- エ いじめ相談電話等，外部の相談機関を紹介し，児童生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、特定の教職員で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を必ず守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解，保護者の協力，スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や，警察署，児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い，いじめを見過ごさない，生み出さない集団づくりを行う。
- カ インターネット上のいじめへの対応については，必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

【重大事態の定義】

- ア いじめにより生徒の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし，一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

- (1) 重大事態が生じた場合は，速やかに教育委員会に報告をし，「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は，緊急の「いじめ防止対策委員会」を開催し，事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については，被害児童生徒，保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ並びに，生徒の生命・身体または財産について重大な被害が生じるおそれがあるいじめについては，教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

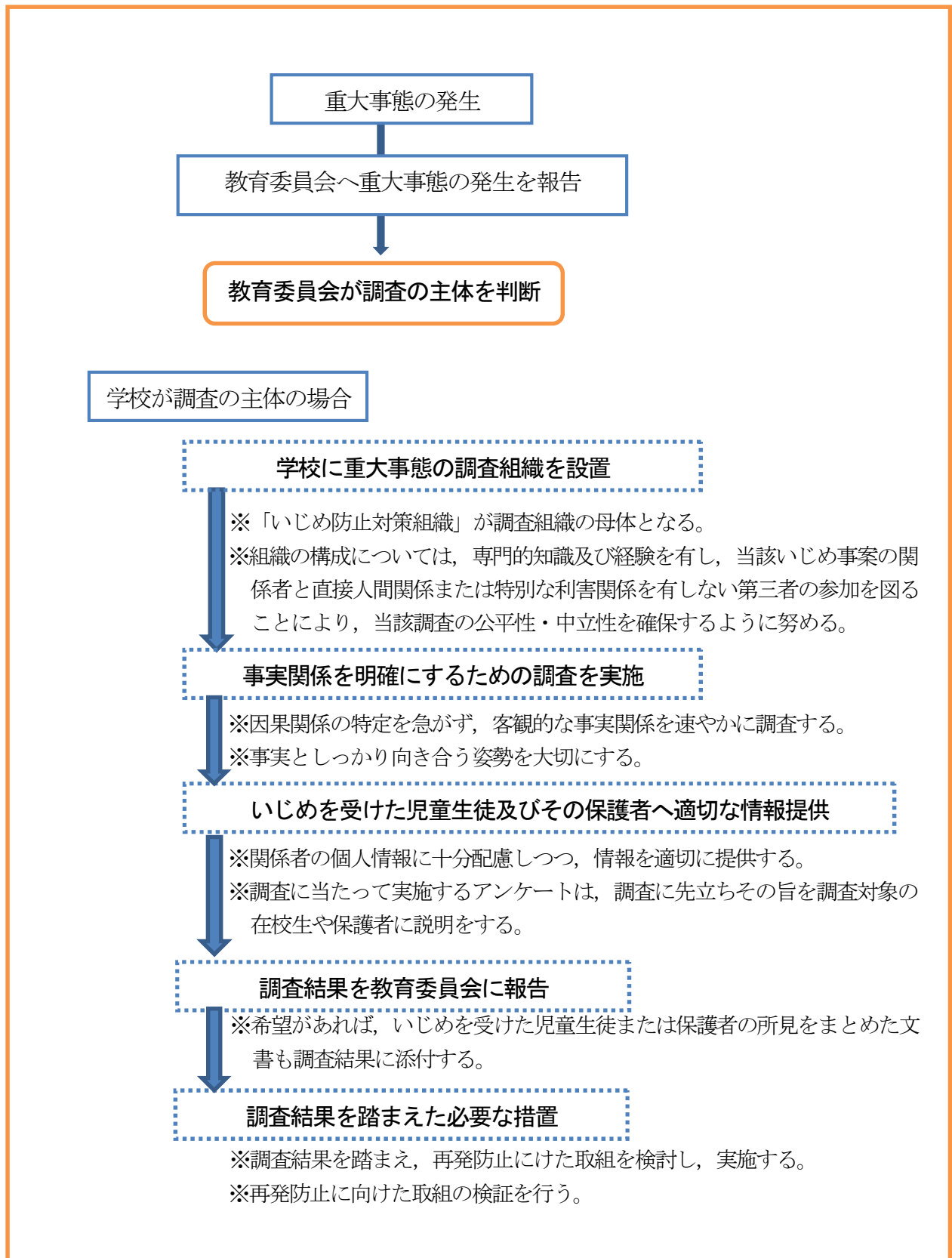
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については，PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し，実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ保護者への学校評価アンケートを年に2回実施（7月，12月）し，いじめ防止対策委員会ではじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」は，ホームページに掲載する。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い，休業中のいじめ防止に取り組む。
- (3) 教育相談週間を学期ごとに設け，生徒の様子を把握する。

【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画(案)> ※いじめが発生した場合の対応については、関係する教職員で共通理解を図りながら、対応していく。

| | 「いじめ防止対策委員会」 | 未然防止の取組 | 早期発見の取組 | 保護者・地域との連携 | |
|-----|------------------|---------------------------------|---|---|---------------------------|
| 4月 | P ↓ D | ○いじめ防止対策委員 「学校いじめ基本方針」の内容の確認 | ○相談室やS Cを生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き | ○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定 | ○授業公開 ○家庭確認 |
| 5月 | | | ○修学旅行(3年) ○野外活動(2年) | | ○学校評議員会 |
| 6月 | ↓ C ↓ A | ○いじめ防止対策委員会「いじめの現状把握と対応確認」 | ○校外学習(1年) ○情報モラル指導(ネットモラル) | ○「教育相談アンケート」 ○教育相談週間 ○Q-Uアンケートの実施 | ○授業公開 |
| 7月 | | ○保護者アンケートの実施→検証 | | | ○個別懇談会 |
| 8月 | ↓ P ↓ D | | | | |
| 9月 | | | ○カウンセラー講話 | | |
| 10月 | ↓ D ↓ C | ○いじめ防止対策委員会「いじめの現状把握と対応確認」 | ○体育大会 | | ○学校行事の公開 |
| 11月 | | | ○合唱会・文化祭 | ○Q-Uアンケートの実施 ○「教育相談アンケート」 ○教育相談週間 | ○学校行事の公開 ○授業公開 |
| 12月 | ↓ A ↓ P | ○保護者アンケートの実施→検証 | ○人権週間(講話) ○赤い羽根募金活動 ○福祉実践教室 | | ○個別懇談会 ○保護者への学校評価アンケート |
| 1月 | | | ○職場体験学習 | ○「教育相談アンケート」 ○教育相談週間 | |
| 2月 | ↓ A ↓ P | ○いじめ防止対策委員会「いじめの現状把握と対応確認」 | ○三年生を送る会 | | ○学校評議員会 ○授業公開 |
| 3月 | | ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し | ○卒業証書授与式 | | |
| 通年 | ↓ P へ | ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 | ○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○保健指導(命の大切さ) | ○健康観察の実施 ○S Cによる相談 | ○あいさつ運動 (月に1回程度) |